

横須賀市立勤労福祉会館

指定管理者募集

『質問に対する回答』

～その②～

令和8年（2026年）7月8日時点

横須賀市経済部経済企画課

もくじ

No.	質問事項	頁
35.	(2) 利用料金改定に伴う増収分の還付とあります。料金改定の理由にもよる所ですが、物価や人件費の上昇が想定される中、料金改定イコール増収ではなく、補填の性質が強いと考えます。予め返金と定めた理由について教えてください。	1
36.	(2) 利用料金を値上げした場合は、別に定める基準に基づき、値上げにより増加した収入を市に還付するとあります。上記の「別に定める基準」についてご教示ください。	2

勤労福祉会館指定管理者にかかる質問への回答

質 問 事 項	募集要項又は仕様書の該当ページ等
(2) 利用料金改定に伴う増収分の還付とあります。料金改定の理由にもよる所ですが、物価や人件費の上昇が想定される中、料金改定イコール増収ではなく、補填の性質が強いと考えます。予め返金と定めた理由について教えてください。	募集要項 10 ページ 「1 利用料金」

《 回 答 》

料金改定は昨今の物価及び人件費上昇に対する対策ではなく、あくまで受益者負担の適正化を図るためのものとして実施しています。使用料の改定に伴う増収分は、地方自治法に基づく施設使用料の適正化によるものであることから、原則として本市の歳入として帰属（還付）させるものとしています。

したがって、指定管理者への補填ではないという考えのもと、施設使用料の値上げにより増収した収入を市に還付するものとししました。

勤労福祉会館指定管理者にかかる質問への回答

質 問 事 項	募集要項又は仕様書の該当ページ等
(2) 利用料金を値上げした場合は、別に定める基準に基づき、値上げにより増加した収入を市に還付するとあります。上記の「別に定める基準」についてご教示ください。	募集要項 10 ページ 「1 利用料金」

《 回 答 》

別に定める基準については、料金改定を行う際に、都度規定するものになるため、現時点では次回の料金改定のときに使用する「別に定める基準」はございません。

なお、参考として令和8年4月1日に実施した料金改定にともなう精算方法（ひな型）は、別紙（次ページ）のとおりです。

横須賀市〇〇〇指定管理業務における令和8年4月1日以降の 利用料金収入の扱いについて

横須賀市〇〇〇指定管理業務基本協定書の一部を変更する協定書による変更後の基本協定書第〇条第2項中「別に定める基準」は、以下のとおりとします。

1 「改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数

－ 改定前の利用料金単価 × 令和7年度の利用件数」が、プラス(増収)の場合

(1) 令和8年度の利用件数が、令和7年度の利用件数以上の場合

「改定前後の利用料金単価の差額 × 令和8年度の利用件数」

を、甲(横須賀市)の収入とし、その余の部分を乙(〇〇〇指定管理者A株式会社)の収入とします。

(2) 令和8年度の利用件数が、令和7年度の利用件数未満の場合

「改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数

－ 改定前の利用料金単価 × 令和7年度の利用件数」

を、甲(横須賀市)の収入とし、その余の部分を乙(〇〇〇指定管理者A株式会社)の収入とします。

2 「改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数

－ 改定前の利用料金単価 × 令和7年度の利用件数」が、マイナス(減収)の場合

改定後の利用料金単価 × 令和8年度の利用件数
の全額を、乙(〇〇〇指定管理者A株式会社)の収入とします。

【基本的な考え方】

- 1 利用料金単価の改定に直接起因する増収分は、指定管理者の収入とせず、横須賀市の収入とすることで、実質的に指定管理料と相殺する。
- 2 利用料金単価の改定に因らない、利用件数の増による増収分は、指定管理者の収入とする。